

個人情報保護委員会（第233回）議事概要

- 1 日時：令和5年2月22日（水）14：30～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

4 議事の概要

- (1) 議題1：「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から十分な性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の改正（案）に関する意見募集の結果について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

大島委員から「今回の意見募集では、延べ27件のいずれも貴重なご意見をいただき、深く感謝申し上げたい。今回の意見募集を通じて、『仮名加工情報に係る補完的ルール』の内容が明確になったと思われるが、丁寧に説明をしていくことが大事であると考え。事務局においては、引き続き適切に対応していただきたい。日EU間及び日英間の相互認証のレビューは、最終局面を迎えつつあるが、今後も必要な手続きを進めていただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

- (2) 議題2：尼崎市USBメモリ紛失事案に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「本件の業務委託関係にも見られるとおり、下請会社や孫請会社といった多重の下請構造は、IT業界では珍しくないと思う。このような多重の下請構造にあっても、委託元が、自社の従業者に適切な教育研修や指導を行うことと同様に、下請会社や孫請会社に対しても、委託元の責任において、個人情報の安全管理措置が徹底されているか、適切に監督・管理することが重要であると思う。今回、当委員会で行う事案の公表に加え、業界において同様の課題を抱える事業者に対して、個人情報の安全管理に関する呼び掛け等を行ってほしい」旨の発言があった。

藤原委員から「本件事案は、尼崎市全住民約46万人の住民基本台帳等の個人データを含むUSBメモリを所持したまま飲食店に立ち寄り、紛失した事案である。行政機関における公表には様々な機能があるが、本件の公表については、関与した事業者及び事故原因が明確となっていることを前提

として、公表の目的・結果等を勘案し総合的に判断する必要があると思う。本件では、結果的に、二次被害を生じさせるような漏えい等は発生していないが、この点を踏まえても、取り扱っている情報の性質、量、又管理の在り方の問題等を勘案すると、国民に与えた不安感等の影響は極めて大きいと思われる。今日のように個人情報が多様に利用される社会であることを前提とすると、不安感が大きかったことは否めないのではないかと思う。このような事案を二度と発生させないために、全ての個人情報取扱事業者に対し、本件事案の原因の分析結果や再発防止策に関する情報提供を適切に行うことは、当委員会の責務として大変重要であると考えている。また、当委員会が調査した結果として、事案に関係する各事業者が講じた再発防止策についても一定の評価ができる点も含めて情報提供を行うことは、国民の権利・利益の保護に適った対応である」旨の発言があった。

丹野委員長から「当委員会は、ビプロジー社及びリンクドゥ社に対し、個人情報保護法に基づく指導を行うものであるが、尼崎市においても、自ら調査委員会を立ち上げ、再発防止策を講じていることも承知している。このような重大な結果を引き起こし、多数の国民を不安にさせた本件であるが、同種事案を二度と繰り返さないためには、委託元である尼崎市をはじめとする関係者全体が、本件事案を自らの問題とし、再発防止のために根本的な意識改革と再発防止策の実施について、一時的ではなく、継続的に取り組むことが必須であると考えている。さらに、令和5年4月1日に改正個人情報保護法が全面施行された後は、地方公共団体における個人情報の取扱いについても個人情報保護法の規律が適用され、当委員会が監視・監督を行うこととなるため、今後、各地方公共団体に対して、特に本件事案を踏まえた個人情報の適正な取扱いが確保されるように働きかけることは、当委員会の重要な責務であると考えている」旨の発言があった。

原案のとおり決定し、必要な手続を進めることとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

以上